高等学校　第２学年
公共

個人の意見をクラウドで共有した上で発表し、お互いの意見を踏まえてグループとして提案する法案について議論する。

【協力】岩手県立黒沢尻北高等学校

高等学校２学年　公共　「主として法に関わる事項」

■単元の目標

法規制のあり方や消費者契約のトラブルをはじめとする法に関わる諸課題について他者と協働して主題を追究したり解決したりする活動を通して、**法や規範の意義及び役割**、多様な契約及び消費者の権利と責任、司法参加の意義等**を理解し**、主題の解決に向けて考察したり構想したりしたことを論拠をもって表現するとともに、よりよい社会の実現を視野に現代の法に関わる諸課題を主体的に解決しようとする。

■単元の概要

現実社会の法に関わる諸課題を取り上げ、他者と協働して法づくりに取り組んだり、契約をめぐるトラブルの解決の仕方や司法参加のあり方について考察、構想し、表現したりする活動を行う。

■単元の指導計画（11時間）

第1小単元（1時間）
「SNS上の誹謗中傷問題の解決には何が必要か」
・資料をもとに法規制のあり方へ関心を高め、単元の学習課題を設定する。

第2小単元（1時間）
「法にはどのような種類があるのか」

第3小単元（2時間）
「公共的な空間における、法の機能と限界はどのようなものか」
・資料から、各国で生成AIの法規制に関する議論が進んでいることを理解する。
・個人及びグループで生成AIを規制するための法づくりに取り組む。

第4小単元（2時間）
「法によってどのような基本的人権が保障されているのか」

第5小単元（2時間）
「契約の取り消しができるのはどのようなときか」

第6小単元（2時間）
「国民の司法参加にはどのような意義があるのか」

第7小単元（1時間）
「法がその機能を十分に果たすための条件は何か」
・単元の学習課題のまとめを記述する。

■小単元の概要

SNS上での誹謗中傷に関わる相談件数の増加を示すグラフから、SNS上の誹謗中傷問題の解決に必要なことについて考え、法規制が進んだことに目を向ける。

個人で考えた「生成AI規制法（案）」をクラウドで共有し、お互いに意見を交わして相互評価を行いながら、グループとしての「生成AI規制法（案）」をまとめ上げ、クラス全体に提案する。

中古品の売買に関わるトラブルの事例をもとに、どのような点に留意しながら契約を結ぶことが必要かを考える。１年次に家庭基礎で学習した契約をめぐる法律やトラブルの解決の仕方とも関連づけて考える。

模擬裁判を行い、グループに分かれて裁判員制度を模擬的に体験し、刑事裁判の量刑について考える。

■資質・能力が育成され「深い学び」が実現している子供の姿（第３小単元）

【学習活動の場面】

生成AIを規制する法律の内容について、**個人で考察、構想した条文案をクラウドの共有シートの付箋に入力・共有**し、「手段の相当性、明確性、公正性」という法づくりの視点に基づき、グループ内での相互評価と、それに基づく議論を行った。更に、**グループとしての生成AI規制法案をクラウドのクラスの共有シートでも共有し、全体でも議論を行った。**

【子供の「深い学び」の姿】

最初、Aは次のような法案の条文を書き込んだ。

A「生成AIによる偽情報の拡散を行った利用者は、懲役刑又は罰金刑に処する」

その後、グループ内で相互に書き込んだ条文をクラウドで参照し、議論する中で、偽情報の生成や拡散に関わってB、Cの二人から次のような意見が出された。

B「利用者はどの程度の罰金刑又は懲役刑を負うべきなのか」

C「利用者のみではなく事業者も一定の責任を負うべきだ」

議論を踏まえ、グループとして次のような条文をクラウドに書き込み、提案した。

「偽情報を拡散させた者は３年以下の懲役刑又は50万円以下の罰金刑に処する」

「生成AIによって社会の混乱を招くような偽情報が拡散された場合、事業者は生成AIのサービスを一時的に停止する義務を負う」

グループでの議論と全体交流の後、Aは本時の振り返りに以下のように記述した。

A「法の制定に際し、ただ規制のみを考えるのではなく、利用者も事業者も納得できるよう、公正性を確保することで、様々な立場の人が活動しやすくなると気付いた。法は完全なものと思っていたが、適切な内容であるかを自ら考えることが大切である」

【当該指導での「深い学び」】

Aは、生成AIの法規制について考える中で、当初は利用者を対象とした法規制を提案していたが、**他者との議論を通して利用者や事業者といった複数の立場を対象とした法のあり方へと考えを広げていった。**また、法の制定に際しては**どの立場の人にも受け入れられるように公正性の視点が重要であることや、単元の目標にある法や規範の意義及び役割に対する理解も深めていった。**法の機能への理解を踏まえ、法的な主体としての自覚が生まれていると考えることができる。

【活用したソフトや機能】Microsoft Whiteboard

■指導上の工夫とICTの利活用

①個人で考えた法案の条文について、自分が選んだ色の付箋に入力する。

＊グループ内でそれぞれ異なる色の付箋に意見を入力させ、個々の意見を可視化しやすくする。

②**互いの法案の条文をクラウドで参照し合い、法づくりの視点を踏まえて相互評価を行う活動を位置づける。**

＊クラウドで情報を共有することに加え、共有した内容についての相互評価を促すことで、グループとして提案する法案についての議論を深めることが可能になる。

③グループでの議論や全体の交流を踏まえ、自分の考えの変容や新たな疑問などの振り返りを記述する時間を設定する。

＊本時の学習内容や学習方法、また新たな疑問や今後の自己のあり方について振り返ることで、次時以降の学習に生かしていく。

学習指導要領や解説との関連

学習指導要領　第2章　各学科に共通する各教科　第3節　公民
第2款　各科目　第1　公共

2　B　自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち

ア(ア) 法や規範の意義及び役割、多様な契約及び消費者の権利と責任、司法参加の意義などに関わる現実社会の事柄や課題を基に、憲法の下、適正な手続きに則り、法や規範に基づいて各人の意見や利害を公平・公正に調整し、個人や社会の紛争を調停、解決することなどを通して、権利や自由が保障、実現され、社会の秩序が形成、維持されていくことについて理解すること。

ア(エ) 現実社会の諸課題に関わる諸資料から、自立した主体として活動するために必要な情報を適切かつ効果的に収集し、読み取り、まとめる技能を身に付けること。

イ(ア) アの(ア)から(ウ)までの事項について、**法、政治及び経済などの側面を関連させ、自立した主体として解決が求められる具体的な主題を設定し、合意形成や社会参画を視野に入れながら、その主題の解決に向けて事実を基に協働して考察したり構想したりしたことを、論拠をもって表現すること**。

3　(3)

ア この科目の内容の特質に応じ、学習のねらいを明確にした上でそれぞれ関係する専門家や関係諸機関などとの連携・協働を積極的に図り、**社会との関わりを意識した主題を追究したり解決したりする活動の充実を図るようにすること**。また、**生徒が他者と共に生きる自らの生き方に関わって主体的・対話的に考察、構想し、表現できるよう学習指導の展開を工夫すること**。

エ 科目全体を通して、選択・判断の手掛かりとなる考え方や公共的な空間における基本的原理を活用して、**事実を基に多面的・多角的に考察し、公正に判断する力を養うとともに、考察、構想したことを説明したり、論拠を基に自分の意見を説明、論述させたりすることにより**、思考力、判断力、表現力等を養うこと。また、考察、構想させる場合には、資料から必要な情報を読み取らせて解釈させたり、議論などを行って考えを深めさせたりするなどの工夫をすること。

出典：高等学校学習指導要領pp.81-82